

建築物石綿含有建材調査者講習
実務経験証明書

受講者氏名 生年月日		(氏名) 年 月 日生	受講資格に必要とする添付書類
該当する受講資格の番号に○を付けて下さい	1	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者	・修了証の写し ※実務経験証明書の提出は不要
	2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書 下記[注意1][注意2][注意3]参照
	3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。4において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
	4	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者(3に該当する者を除く。)	
	5	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務の経験を有する者	
	6	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	
	7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者(平成18年3月31日以前の修了者)で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・修了証の写し ・実務経験証明書
	8	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	・実務経験証明書 ・職務経歴証明書等
	9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	
	10	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	
	11	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	
	12	第1種作業環境測定士又は第2種作業環境測定士として、建築物石綿含有建材の調査に関して5年以上の実務の経験を有する者	・作業環境測定士登録証の写し・実務経験証明書
証明者から見て上記受講者は ☐社員 ☐元社員 ☐下請業者 ☐元請業者 その他の場合は右記[]に記入 ☐その他 [] 受講資格に係る実務経験年月 年 月～ 年 月 (年 月) ※下記証明日の属する月の前月以前を記入 実務経験年数は、上記の受講資格に定めた年数に相違ないことを証明します。 証明日 令和 年 月 日 証明者 所在地 事業場名 代表者職氏名 印			
【注意1】上表2から6までに規定する「建築に関して」の「実務の経験」には、建築物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれること。 【注意2】上表2から5までに規定する「建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程」とは、「建築学科」等建築学に係る課程であることがその名称から明らかであるもののほか、建築士法(昭和25年法律第202号)第14条に規定する一級建築士試験の受験資格又は同法第15条に規定する二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を得られる学校として公益財団法人建築技術教育普及センターが公表する学校・課程その他建築に関する課程及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が発行する学位授与申請案内中、「建築学」で示す科目数を満たすことができる学校・課程が含まれること。(令和3年10月8日付け基発1008第61号) 【注意3】「卒業証書」又は「卒業証明書」において、「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程」の明記がない等により、これらの課程を修めたことの判断が困難な場合は、「履修科目証明書」もしくは「成績証明書」等、そのことが判断できる書類を添付すること。 【注意4】記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰を受ける場合があります。			